

地方社会保険事務局長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保健主管課（部）長  
都道府県老人医療主管部（局）  
老人医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」等の  
一部改正について

今般、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の施行に伴い、「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令」（平成18年厚生労働省令第157号）及び「障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」（平成18年厚生労働省令第169号）等が公布され、平成18年10月1日より施行又は適用されることなどから、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成18年3月6日保医発第0306001号）等の一部を別紙1から別紙15までのとおり改正し、同日より適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図りたい。なお、「特定承認保険医療機関の取扱いの留意事項について」（平成17年8月31日保医発第0831001号）は、平成18年9月30日限り廃止する。

また、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の施行により、特定療養費を保険外併用療養費とし、保険給付の対象とすべきものであるか否かについて適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な「評価療養」と、特別の病室の提供など被保険者の選定に係る「選定療養」とに再編成された。再編成後の当該「選定療養」に係る費用として徴収する特別の料金（注）は、従来の「選定療養」の取り扱いと同様課税対象であり、「評価療養」（「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」（平成18年厚生労働省告示第495号）第1条各号に掲げるもの）に係る費用として被保険者から徴収する特別の料金については従来の「高度先進医療」と同様に非課税となることに留意されたい。

（注）「消費税法別表第1第6号に規定する財務大臣の定める資産の譲渡等及び金額を定める件」（平成元年大蔵省告示第7号）の定めるところにより、健康保険法第86条第2項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定される金額に相当する部分のみが非課税であり、それ以外の部分は課税である。

「入院時食事療養の実施上の留意事項について」の一部改正について

1 通知名を次のように改める。

入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の実施上の留意事項について

2 1の(1)、(10)及び(11)を次のように改める。

1 一般的事項

(1) 食事は医療の一環として提供されるべきものであり、それぞれ患者の病状に応じて必要とする栄養量が与えられ、食事の質の向上と患者サービスの改善をめざして行われるべきものである。

また、生活療養の温度、照明及び給水に関する療養環境は医療の一環として形成されるべきものであり、それぞれの患者の病状に応じて適切に行われるべきものである。

(10) 入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養は1食単位で評価することから、食事提供数は、入院患者ごとに実際に提供された食数を記録していること。

(11) 患者から食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額（入院時生活療養の食事の提供たる療養に係るものに限る。以下同じ。）を超える費用を徴収する場合は、あらかじめ食事の内容及び特別の料金が患者に説明され、患者の同意を得て行っていること。

3 2を次のように改める。

2 入院時食事療養(I)又は入院時生活療養(I)

入院時食事療養(I)又は入院時生活療養(I)の届出を行っている保険医療機関においては、下記の点に留意する。

4 3の(1)を次のように改める。

3 特別食加算

(1) 特別食加算は、入院時食事療養(I)又は入院時生活療養(I)の届出を行った保険医療機関において、患者の病状等に対応して医師の発行する食事せんに基づき、「入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等」（平成6年厚生省告示第238号）の第2号に示された特別食が提供された場合に、1食単位で1日3食を限度として算定する。なお、当該加算を行う場合は、特別食の献立表が作成されている必要がある。

5 4の(1)を次のように改める。

#### 4 食堂加算

(1) 食堂加算は、入院時食事療養(I)又は入院時生活療養(I)の届出を行っている保険医療機関であって、下記(2)の要件を満たす食堂を備えている病棟又は診療所に入院している患者(療養病棟に入院している患者を除く。)について、食事の提供が行われた時に1日につき、病棟又は診療所単位で算定する。

6 5の(1)のア及びイを次のように改める。

#### 5 鼻腔栄養との関係

(1) 患者が経口摂取不能のために鼻腔栄養を行った場合は下記のとおり算定する。

ア 薬価基準に記載されている高カロリー薬を経鼻経管的に投与した場合は、診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)医科診療報酬点数表区分「J120」鼻腔栄養の手技料及び薬剤料を算定し、食事療養に係る費用又は生活療養の食事の提供たる療養に係る費用及び投薬料は別に算定しない。

イ 薬価基準に記載されていない流動食を提供した場合は、区分「J120」鼻腔栄養の手技料及び食事療養に係る費用又は生活療養の食事の提供たる療養に係る費用を算定する。

イの場合において、特別食の算定要件を満たしているときは特別食の加算を算定して差し支えない。薬価基準に記載されている高カロリー薬及び薬価基準に記載されていない流動食を併せて投与及び提供した場合は、ア又はイのいずれかのみにより算定する。

7 6のア、ウ及びカを次のように改める。

#### 6 特別料金の支払を受けることによる食事の提供

入院患者に提供される食事に関して多様なニーズがあることに対応して、患者から特別の料金の支払を受ける特別メニューの食事(以下「特別メニューの食事」という。)を別に用意し、提供した場合は、下記の要件を満たした場合に妥当な範囲内の患者の負担は差し支えない。

ア 特別メニューの食事の提供に際しては、患者への十分な情報提供を行い、患者の自由な選択と同意に基づいて行われる必要があり、患者の意に反して特別メニューの食事が提供されることのないようにしなければならない。また、あらかじめ提示した金額以上に患者から徴収してはならない。なお、患者の同意がない場合は食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の支払を受けることによる食事(以下「標準食」という。)を提供しなければならない。

ウ 特別メニューの食事は、通常の入院時食事療養又は入院時生活療養の食事の提供たる療養の費用では提供が困難な高価な材料を使用し特別な調理を行う場合や標準食の材料と同程度の価格であるが、異なる材料を用いるため別途費用が掛かる場合などであって、その内容が入院時食事療養又は入院時生活療養の食事の提供たる療養の費用の額を超える特別の料金の支払を受けるのにふさわしいものでなければならない。また、特別メニューの食事を提供する場合は、当該患者の療養上支障がないことについて、主治医の確認を得る必要がある。な

お、複数メニューの選択については、あらかじめ決められた基本となるメニューと患者の選択により代替可能なメニューのうち、患者が後者を選択した場合に限り、基本メニュー以外のメニューを準備するためにかかる追加的な費用として、1食あたり17円を標準として社会的に妥当な額の支払を受けることができること。この場合においても、入院時食事療養又は入院時生活療養の食事の提供たる療養に当たる部分については、入院時食事療養費及び入院時生活療養費が支給されること。

カ 特別メニューの食事の提供を行っている保険医療機関は、毎年7月1日現在で、その内容及び料金などを入院時食事療養及び入院時生活療養に関する報告とあわせて地方社会保険事務局長に報告する。

「入院時食事療養の基準等に係る届出に関する手続きの取扱いについて」(平成18年3月6日保医発第0306010号)の一部改正について

1 通知名を次のように改める。

入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等に係る届出に関する手続きの取扱いについて

2 第1を次のように改める。

第1 届出基準

入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準は、「入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等」の他、別添のとおりとすること。

3 第2の1、2、3及び5から7までを次のように改める。

第2 届出に関する手続き

- 1 入院時食事療養(I)又は入院時生活療養(I)の届出は、特に規定のある場合を除き、当該保険医療機関単位で行う。
- 2 入院時食事療養(I)又は入院時生活療養(I)の届出を行おうとする保険医療機関の開設者は、当該保険医療機関の所在地の地方社会保険事務局長に対して、別紙様式による入院時食事療養・入院時生活療養等届出書(添付書類を含む。以下「届出書」という。)を正副2通提出する。なお、国立高度専門医療センター等で内部で権限の委任が行われている場合は、病院の管理者が届出書を提出しても差し支えない。
- 3 届出書の提出を受けた場合は、届出書を基に、「入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等」及び本通知の別添に規定する基準に適合するか否かについて要件の審査を行い、記載事項を確認して受理又は不受理を決定する。また、補正が必要な場合は適宜補正を求める。なお、この要件審査に要する期間は原則として届出を受け付けた日から2週間以内を標準とし、遅くとも概ね1か月以内(提出者の補正に要する期間は除く。)とする。
- 5 入院時食事療養(I)又は入院時生活療養(I)の届出を行う保険医療機関が、次のいずれかに該当する場合にあつては当該届出の受理は行わない。
- 6 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、提出者に対して副本に受理番号を付して通知するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知する。  
入院時食事療養(I)・入院時生活療養(I) (食) 第 号
- 7 各月の末日までに要件審査を終え、届出を受理した場合は、翌月の1日から当該届出にかかる当該療養費を算定する。また、月の初日に要件審査を終え、届出を受理した場合には当該初日の属する月から算定する。なお、平成18年4月14日(入院時生活療養(I)にあつては、平成18年10月14日)までに届出書の提出があり、同月30日(入院時生活療養(I)にあつては、平成

18年10月31日)までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日(入院時生活療養(I)にあつては、平成18年10月1日)に遡って算定することができるものとする。

4 第2の次に次のように加える。

### 第3 経過措置

第2の7の規定に関わらず、平成18年9月30日現在において入院時食事療養(I)の届出が受理されている保険医療機関であつて、生活療養を行う保険医療機関については、入院時生活療養(I)の届出が受理されているものとみなし、新たな届出を要しないこと。

5 第3の2及び3を次のように改め、第3を第4とする。

### 第4 届出受理後の措置等

2 届出を受理した保険医療機関については、適時調査を行い(原則として年に1回、特に新たに入院時食事療養(I)又は入院時生活療養(I)の届出を受理した場合は、届出受理の後6か月以内を目途)、届出の内容と異なる事情等がある場合には、届出の受理の変更を行うなど運用の適正を期する。

3 入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等に適合しないことが判明し、所要の指導の上なお改善がみられない場合は当該届出は無効となるが、その際には当該保険医療機関の開設者に弁明を行う機会を与える。

6 別添名を次のように改める。

入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養に係る施設基準等

7 別添の1の(2)及び(3)を次のように改める。

#### 1 一般的事項

(2) 届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法(平成18年厚生労働省告示第104号)に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関については、入院時食事療養(I)又は入院時生活療養(I)の届出を行うことはできない。

ただし、離島等所在保険医療機関のうち、医師又は歯科医師の確保に関する具体的な計画が定められているものにあつては、この限りではない。

なお、この取扱いについては、医政局指導課と調整済であるので、医務関係主管課と十分連携を図り、運用されたい。

(3) 入院時食事療養(I)又は入院時生活療養(I)の届出を行わない保険医療機関は、入院時食事療養(II)又は入院時生活療養(II)を算定する。

8 2並びに2の(1)のア、イ、カ及びコを次のように改める。

2 入院時食事療養(Ⅰ)又は入院時生活療養(Ⅰ)等の届出

(1) 入院時食事療養(Ⅰ)又は入院時生活療養(Ⅰ)の届出に当たって留意すべき事項

ア 病院である保険医療機関にあつては入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養を担当する部門が組織化されており、常勤の管理栄養士又は栄養士が入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養部門の指導者又は責任者となっていること。また、診療所にあつては管理栄養士又は栄養士が入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の指導を行っている。

イ 入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養に関する業務は、質の向上と患者サービスの向上をめざして行われるべきものであるが、当該業務を保険医療機関が自ら行うほか、保険医療機関の管理者が業務上必要な注意を果たしうるような体制と契約内容により、入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の質が確保される場合には、保険医療機関の最終的責任の下で第三者に委託することができるものである。

カ 提供食数(日報、月報)、食事せん、献立表、患者入退院簿、食料品消費日計表等の入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養関係の帳簿が整備されている。ただし、これらの名称及び様式については当該保険医療機関の実情に適したものを採用して差し支えない。なお、関係事務業務の省力化を図るために、食品納入・消費・在庫等に関する諸帳簿は、各保険医療機関の実情を勘案しできる限り一本化を図るなどして、簡素合理化に努める。

コ 入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養に伴う衛生管理は、医療法(昭和23年法律第205号)及び同法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)の基準並びに食品衛生法(昭和22年法律第233号)に定める基準以上のものである。

9 (別紙様式)を別添のように改める。



(届出書添付書類)

1 保険医療機関の概要

- (1) 病院／診療所
- (2) 許可病床数 床
- (3) 1日平均入院患者数 人

2 入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養部門の概要

- (1) 入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養部門の名称
- (2) 責任者氏名(職種)

3 業務委託(業務委託を行っている場合に記載する。)

- (1) 業務委託の有無
- (2) 委託先
- (3) 病院内受託責任者氏名
- (4) 委託契約書(添付すること。)
- (5) 院外調理の有無

4 栄養士等の数

- (1) 管理栄養士 名(常勤、非常勤)
- (2) 栄養士 名
- (3) 調理師 名
- (4) 給食業務従事者 名

5 適時適温の食事の状況

- (1) 適時の食事の提供に関する事項

夕食時刻 午後 時 分

- (2) 適温の食事の提供に関する事項

ア 使用器具

保温・保冷配膳車 台(社名及び製品名)

保温配膳車 台

保温トレイ 枚

保温食器

茶碗 個

汁椀 個

皿 枚

イ 食堂

方法( )

6 その他

- (1) 特別食の食数
- (2) 患者年齢構成表、給与栄養目標量及び献立表(添付すること。)
- (3) 職員食の提供状況:患者食と同一の給食組織、その他

[記載上の注意]

- 1 1日平均入院患者数については届出前1年間の数値を記載する。
- 2 管理栄養士又は栄養士については氏名及び勤務時間を記載した名簿を提出する。
- 3 夕食時刻は各病棟で配膳を開始する平均的な時刻を記入する。
- 4 使用器具については届出時の器具を記入する。(製造業者及び製品名を( )内に併記する。)  
なお、複数の会社の複数の製品を使用している場合は、それぞれについて台数、枚数又は個数を記入する。
- 5 保温・保冷配膳車、保温配膳車については何人用かを記載する。
- 6 食堂を同時に使用して適温の食事療養を行っている場合はその方法を記入する。